

地域計画担い手確保 支援事業

☎ 農業振興係（内線 1503）

経営規模の拡大を目指す認定農業者及び認定新規就農者に対し、機械・施設の導入を支援します。

●対象者 以下の①～③の条件を全て満たす方

①地域計画の目標地図に位置付けられた者

②認定農業者、認定新規就農者

③導入後に経営面積を拡大する者

●補助率 総事業費の 10 分の 3 以内（上限額 180 万円）

●支援対象となる事業内容

農作物の生産その他農業経営の開始、もしくは規模拡大に必要な機械・施設の取得

※申請時期に定めがあるため、希望する方はお早めに農業振興係へご相談ください。



暮らし

担い手づくり総合支援 事業（融資主体タイプ）

☎ 農業振興係（内線 1503）

認定農業者等が融資を受けて経営改善のために必要な農業用機械・施設の導入する費用の一部を支援します。

●対象者 以下の①～②の条件を全て満たす方

①地域計画の目標地図に位置付けられた者

②認定農業者、認定就農者、集落営農組織

●補助率 総事業費の 10 分の 3（上限額 300 万円）

●支援対象となる事業内容

①農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改善又は補強

②農地等の造成、改良または復元
※事業には採択要件があります。詳細については農業振興係までお問い合わせください。ポイント制により、上位の地区より採択されます。

山菜類【野生】の出荷を 希望されるみなさまへ

☎ 県北農林事務所（521-2632）

川俣町で採取される「くさそつ（こごみ）、たけのこ、ふきのとう※、ぜんまい、たらのめ※、わらび、こしあぶら」は、放射性物質の影響により出荷が制限されています。※野生のものに限る

出荷制限品目は、販売（フリマアプリ、無人直売含む）、譲渡（有償無償を問わず）、加工食品の原料とすることはできませんのでご注意ください。

また、上記以外の野生山菜類を出荷する際は、消費者の皆様へ安全な県産農林産物をお届けするために、福島県のモニタリング検査にご協力を頂いています。

出荷の前には、モニタリング検査を受ける必要がありますか、県に確認してください。



町営住宅入居者募集

☎ 管理係（内線 1603）

●募集期間 4月1日(火)～4月15日(火)

●受付時間 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

▼対象住宅	▼戸数
① 飯坂団地（飯坂字北古堂道内）	2 戸
② 小綱木団地（小綱木字反田）	4 戸
③ 壁沢団地1号棟（字壁沢）	14 戸（1・3～5 階）
④ 壁沢住宅2号棟（字壁沢）	4 戸（1・2 階）
⑤ ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）	11 戸（2～5 階）
⑥ ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）	9 戸（2～5 階）
⑦ 賤ノ田団地（字賤ノ田）	12 戸（1～5 階）
⑧ 新中町団地（字川原田）	2 戸（2 戸1棟建てタイプ）

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

●間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

●入居条件

①現に住宅に困窮している方。

②税、その他の使用料等の未納がないこと。

③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。

④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）

⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。

⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。

⑦入居者が暴力団員でないこと。

●家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。

●駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し※新中町団地については、入居者名義2台まで



行政

固定資産税課税台帳の縦覧の実施

☎ 税務係（内線 1302・1303）

縦覧とは納税義務者が自分の所有する土地・家屋の評価額を他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。これにより自分の土地や家屋が適正に評価されているかを判断していただけます。ぜひこの機会にご自身の資産（土地・家屋）をご確認ください。

●期間 4月1日(火)から6月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分

●場所 町民税務課税務係

●縦覧できる方 納税義務者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、成年後見人等

●持参するもの 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

●手数料 無料

※課税標準額が免税点未満の納税義務者及び償却資産の縦覧は対象外となります。

児童扶養手当制度のお知らせ

☎ 子育て支援係（内線 2303）

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため支給される手当です。

父母の離婚や父又は母が心身に重度の障がいの状態にあるなどに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方が該当となります。

手当全部支給の場合…46,690円（月額）

※所得の状況や年金の受給状況によって支給額が変わります。

※児童2人目以降加算額があります。

特別児童扶養手当のお知らせ

☎ 子育て支援係（内線 2303）

特別児童扶養手当は、身体又は精神に障がいのある児童を監護又は養育している人に支給される手当です。身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方が対象です。手当を受けるためには申請が必要となりますので、詳しくは標記担当までお問合せください。

1級該当児童1人につき

56,800円（月額）

2級該当児童1人につき

37,830円（月額）

※児童が障がいを理由とした年金を受けている場合は支給されません。

※所得の状況によって支給されない場合があります。

介護支援タクシー利用助成券交付のお知らせ

☎ 地域福祉係（内線 1402）

●対象者 川俣町に住所を有している、事業対象者、及び要介護認定者（要支援1・2、要介護1～5）※入院中、介護サービス施設等への施設入所者、対象者の属する世帯に町税等の滞納者がいる方は対象外となります。

●利用できる方 対象者および、対象者の支援を目的とする介助・支援者。

●助成金額 介護支援タクシー利用助成券1枚につき500円とし、申請月から年度末まで、1か月当たり3枚とします。（年間36枚以内）

●申請方法 介護支援タクシー利用助成券交付申請書を窓口へ提出（申請書は役場1階4番窓口 保健福祉課地域福祉係にあります）。

※令和6年度（令和7年2月まで）に利用実績があった方には申請書を送付しています。

求職者支援訓練のご案内



☎ まちづくり推進係（内線 2451）

ハローワーク福島では再就職へのステップとして職業訓練によるスキルアップの提案、就職支援を行っています。再就職を目指す方、休業中の方など、それぞれ利用しやすいコース・給付金制度があります。

ジョブプランナーによる就職相談会

☎ まちづくり推進係（内線 2451）

●日時 4月23日(水)

午後1時～4時

●場所 川俣町役場1階 相談室1

●対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方

●その他 要予約(024-925-0811) 相談費用無料。また、雇用保険受給者には利用証明書を発行します。

今月の行政相談

☎ 文書広報係（内線 1104）

●日時 4月8日(火)

午後1時30分～4時

●場所 川俣町役場1階 相談室1
※ 斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）の電話でも受け付けています。

春の農作業安全運動

☎ 県北農林事務所（521-2608）

3月1日～5月31日は春の農作業安全運動重点推進期間です。春の農繁期は農作業事故が発生しやすい時期です。作業前の安全確認と事故防止対策を行い、安全な農作業を心がけましょう。また、気温の上昇に伴い、熱中症発症の危険性も増加します。普段から天気予報の熱中症警戒アラートをチェックするとともに、作業中は水分とミネラル補給を心がけるなど、熱中症対策に努めましょう。